

令和3年度公益財団法人群馬県農業公社

農地中間管理事業評価委員会議事録

- 1 日 時 令和3年6月23日（水）午前10時00分～午前11時30分
- 2 場 所 群馬県庁29階 第2特別会議室
- 3 委員数 6名
- 4 出席委員 4名
委員長 角田 淑江
委 員 青木 朱美
委 員 内田 貴之
委 員 小澤 康弘

5 議事

- (1) 令和2年度農地中間管理事業に係る実施状況等について
- (2) 令和2年度農地中間管理事業実施に対する意見について
- (3) その他 令和3年度農地中間管理事業活動方針について

6 議事の経過

(1) 開会

吉田事務局次長が、公益財団法人群馬県農業公社農地中間管理事業評価委員会を開会する旨述べた。

(2) 開会あいさつ

○武藤理事長が、開会のあいさつを行った。

あいさつ要旨

- ・新型コロナウイルスの関係で、群馬県では「まん延防止等重点措置」が解除され21日からは警戒度は3になりましたので、対面での開催とさせていただきます。予断を許さない状態ですので簡潔な説明を心がけていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。
- ・令和2年度の農地中間管理事業の借入・転貸の実績ですが、28市町村から453 ha の農地を借り入れ494 ha を担い手に転貸することができました。
- ・初めての試みとして「事業活用推進月間」というものを設け集中的に広報或いは市町村へPR活動を行いました。
- ・引き続き、農地中間管理事業を通して担い手への集積・集約化を推進し、農業の生産性の向上に寄与していきたいと考えております。
- ・本日は、令和2年度の実施状況と令和3年度の活動方針を説明させていただきます。
- ・まだまだ課題はありますが、委員の皆様からご意見・ご指導をいただきまして、事業の推進に反映させたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

いたします。

(3) 新評価委員紹介

事務局より新評価委員である角田群馬県農政部長を紹介する。

(4) 委員長の互選

事務局より前評価委員長の辞任により委員長の選定が必要であり、評価委員会設置要領により委員の互選により定める旨説明する。

青木委員から角田委員にお願いしたいとの意見が出た。

この意見に対し、異議無く全員が承認したため、委員長は角田委員に決定した。

(5) 委員長あいさつ

○角田委員長があいさつを行った。

あいさつ要旨

- ・ただいま評価委員会委員長に選出いただきました群馬県農政部長の角田でございます。

委員長就任にあたり一言ご挨拶申し上げます。

- ・県では今年3月に新しい「群馬県農業農村振興計画」の作成をいたしました。

- ・今年度から令和7年度まで5ヶ年度の計画がスタートを切ったところでございます。

- ・この計画では基本目標を「未来へ紡ぐ、豊かで成長し続ける農業農村の確立」を掲げております。

- ・これを目指す上で特に重点的に取り組むべき13項目の重点プロジェクトを設定していますが、その一つとして農地中間管理事業を活用した農地集積・集約化の促進を位置づけております。

- ・群馬県農業公社を中心に市町村や関係機関等と連携して参りたいと考えております。

- ・国においても、人口が減少する中で農地が適切に利用されるよう担い手等に係る政策の見直しが進められておまして、農地の集積・集約化

に向け農地中間管理事業を軸にしていく方向性が示されている。

- ・18日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」、いわゆる骨太の方針ですが、地方創生の具体策の一つとして農地中間管理機構の機能強化が明記されました。今後の農業農村の発展、地方創生の推進にあっても農地中間管理事業はきわめて重要な事業であると認識されている。

- ・本日は昨年度の農地中間管理事業の実施状況について各委員には専門的な立場から評価をいただきます。

- ・益々重要性の増すこの事業が今後、成果をあげて期待される役割を果たしていきますよう、ご意見をお願い申し上げます。

(6) 議事

【角田委員長】

令和2年度農地中間管理事業に係る実施状況等について事務局に説明を求めた。

委員長の求めにより、事務局から説明。

【吉田事務局次長】

説明要旨

1 借入・貸付の状況

○貸付希望申出農地の状況

貸付希望申出農地は、令和2年度633haであった。

○令和2年度貸付実績

- ・貸付実績は、令和2年度494haであった。
- ・目標との比較として、令和2年度840haの目標に対して、494haとなり58.8%の達成率となった。
- ・令和2年度までの累計として、目標4,000haに対して、3,655haとなり91.4%の達成率となった。

○借受応募者の状況

平成29年度より募集期間を廃止し通年で募集を行っている。

- ・令和2年度の応募状況は、1,416者から1,078.9haの応募があり、実応募者数は357者、実応募面積として976.6haであった。
- ・累計応募状況は、2,739者から11,779.9haの応募があり、実応募者数は1,923者、実応募面積として5,861.2haとなった。

○令和2年度借入・貸付の状況

- ・28市町村で申出者数が1,752人、筆数3,630筆、面積453haを借り入れた。
- ・28市町村で貸付者数が330人、筆数3,905筆、面積494haを貸し付けた。

○令和2年度市町村別転貸実績比較

- ・館林市が今回1位。円滑化事業からの切り替えが多かったため、昨年5位から1位となった。
- ・令和元年度1位の前橋市は、円滑化事業からの切り替えが元年度にピークだったので、面積が減ってきている状況。

2 重点取組み事項

○地域の実情に合わせた話し合いへの参画

- ・人・農地プランの話し合いへの参画、農業委員会総会へのオブザーバーとしての参加など49回行った。
- ・研修会や座談会など農地中間管理事業の説明を27回行った。

○農地中間管理事業の実施体制の充実・強化

- ・業務委託先（市町村等）に対して、賃金職員の雇い入れを含めた機構業務委託の充実を図った。
- ・業務委託先の拡大に向け、県内最大の受益を管理している群馬用土地改良区に協力依頼を行い、令和3年度から契約締結することとなった。
- ・市町村との契約締結状況は35市町村、委託料は16,495,842円。
- ・JA、公社等との契約締結状況は12団体（2JA、1公社、6再生協議会、3土地改良区）委託料は10,643,601円であった。

○農村整備事業等との連携

- ・機構関連事業は新規事業の掘り起こしを推進した。

高山村が新規で機構関連事業を進めており、情報、資料提供を行った。

- ・農地耕作条件改善事業は機構事業の重点区域化と活用促進が採択要件とされており、事業実施区域において機構を活用した農地集積・集約化を促進した。農地耕作条件改善事業実施市町村は9市町村であった。
- ・新規採択地区の事業推進としては、令和2年度に事業採択された片品村牛の平地区は農地中間管理事業を活用して、14.6haの農地を7名の中心経営体に集積・集約化する基盤整備事業であり、事務処理等の指導を行った。

○広報活動の取組

- ・令和2年度に初めて取り組んだ事業で8月の1か月間を「事業活用推進月間」と定め、事業の理解促進のための広報・啓発活動など様々な取り組みを集中的に取り組んだ。
- ・県、35市町村、13団体と延べ75回の意見交換会を行った。
詳細は資料P19～P20
- ・35市町村13団体に対し、チラシ・パンフレット等3,220部、啓発のぼり旗35本を配布した。
- ・動画CMとして、令和2年度新たに作成した15秒CMを群馬テレビ「ニュースジャスト6」内CM、計12回放送した。
- ・ラジオCMはFMぐんま8月～9月、平日の通勤時間帯に20回放送した。
- ・新聞広告を8月14日上毛新聞に掲載し、13件の問い合わせがあった。
- ・県と連携し、県農政部局職員に向け、7月21日付け農政部長から活用促進メールを一斉送信した。
- ・市町村への広報活動協力依頼の結果11市町村で、広報紙やホームページに農地中間管理事業について掲載された。
- ・ホームページやSNSを活用した情報の発信に向け、PR動画を2パターン作成した。ホームページ上や県庁デジタルサイネージにて発信した。
動画作成スキルを公社職員が習得した。

○重点区域・モデル地区

- ・農地中間管理事業重点区域及びモデル地区設定方針を定め、事業実施区域をプロジェクト化して推進した。(重点区域95、モデル地区15)
令和3年2月19日現在、新規重点区域として、東吾妻町岩井・植栗地区、上ノ原地区が設定された。新規モデル地域として、片品村牛の平地区が設定された。

○その他の取り組み事項

- ・5年後見直しにより、事務処理の簡素化の一環で、導入されていた、農用地利用集積計画一括方式の啓発として、各市町村等の機構事務担当職員と活用促進に向けた意見交換会を実施した。
結果として、11市町村が当方式を活用することとなった。

【角田委員長】

説明終了後、委員長より令和2年度農地中間管理事業実施に対する意見を求めたところ、以下の意見、質問があった。

【青木委員】

内容の充実がされた。農地中間管理事業を使っでの貸借が増えた。広報活動も充実された。その中で、前橋市は令和元年は利用権から農地中間管理事業への移行により実績が増えたが、一段落した。上細井中西部土地改良区で50ha土地改良を行っており、担い手へ集積する予定である。今後、事業が活発化して、大きな法人以外でも利用してくれるような方向に持っていきけるとよい。農地中間管理事業の手続きの簡素化がされるとよい。法人の場合、組合員の名簿や経営状況等を提出が必要だが、書類作成ができないため農地中間管理事業が利用されなくなることがある。今後も手続きの簡素化を考えてほしい。

【武藤理事長】

一度農地中間管理事業を利用したことがある法人は次回から、定款の提出を省略することができ、事務処理の簡素化が図られている。
群馬県農業公社PR不足があるため、このことを周知するようにしていきたい。

【内田委員】

youtube を利用している点に感心した。
玉村町農業公社から質問があった。ストーンクラッシャーの使用頻度は。
玉村町も耕作放棄地に石が多いため、解消に使用したい。

【石川常務理事兼事務局長】

ストーンクラッシャーは珍しい機械。昨年度は、県外からも依頼があり対応した。

【内田委員】

機械のみでなく。オペレーター込の値段か。

【石川常務理事兼事務局長】

農業公社では、機械のみのレンタルはしていない。オペレーターも併せての値段。機械輸送費も掛かる。

【内田委員】

実績があるか。

【吉田事務局次長】

昨年度前橋市、伊勢崎市、沼田市、みなかみ町等で実績があった。
20cm程度の石を4cm程度に砕く。
時速500mとゆっくりな速度なため、反あたり28,800円となっている。
見積もりは無料となっている。

【角田委員長】

広報活動を行ったため要望が増えているか。

【石川常務理事兼事務局長】

昨年度は7か所で実施されている。

【角田委員長】

どのくらいの石まで作業できるのか。

【吉田事務局長】

20～25cm程度まで作業できる。

【小澤委員】

邑楽町出身ということもあり、邑楽町の実績表を見ると下から2番目。

町の農業委員会や農業振興課に話しを聞くと、農地中間管理機構が町に来て説明会を開いてくれる。農地中間管理機構を利用することのメリットがあるのか。

私の場合は、賃金の支払いが一括でできるので楽になった。あるいは、農地中間管理機構を通すことにより、悪条件な農地を基盤整備するときに採択されやすくなる等、農家の方が農地中間管理事業を利用し良かった点を利用権設定の更新時に伝え、農地中間管理事業を通した貸借をすることを力強く言ってほしい。

これから、担い手が少なくなり、集積しないと管理できないことを身近に感じている。近所で5ha耕作していた農家が突然亡くなり、隣接している農地を耕作している農家に借りてもらおうが苦労がかかる。畦畔を取り除き作業の効率化を上げている。農地中間管理事業を通しての貸借を市町村が推奨することが一番利用率が上がるのではないかと思う。市町村の担当者等に、農家の方の生の声から聞いたメリットを周知してほしい。

【角田委員長】

2点ポイントがあった。

役場の担当者との連携が大切。

農家の生の声を披露する。このような取り組みはあるか。

【石川常務理事兼事務局長】

国が行ったアンケートで、農業委員会との連携が十分にできていないとの報告があった。

昨年度推進月間を行い、すべての農業委員会、市町村を回りPRや指導をしてきた経緯がある。すぐに成果が出るかは難しいところがあるため、継続して少しずつ改善していく。

邑楽町の担当者から農業委員さんが対象者にチラシを送ってPRしていただいている報告があり、積極的なPR活動をありがたく思う。

農家さんの声を吸収して活かしていく部分が弱かった。生の声を聞いて活かしていく取り組みをしていきたいと考えている。

【青木委員】

市町村の考え方や取り組み姿勢が大切。前橋市は、なるべく農地中間管理事業を通しての貸借のお願いがくる。農業委員さんが農家さんに直接、説明や広報活動を行ってきた。

県内市町村の温度差がある。市町村の考え方、説明や回答が大切。

耕作条件改善事業は、9市町村のうち山手の市町村が多いか。

【吉田事務局次長】

確認をしていない。窓口が農村整備課となる。
役場の土地改良関係の担当。中間管理事業は農政課の担当。
去年は数が減ったが、一昨年は多く事業が行われた。

【青木委員】

事業を実施しているところは、担い手が入り集積・集約化の中で生産に向け事業を拡大していく。
農村整備課が担当するが、農業公社が入って担い手の方に貸借はしないのか。

【武藤理事長】

耕作条件改善事業の採択要件として、農地中間管理事業を活用するということが計画の中にも含まれている。耕作条件改善事業を活用する＝農地中間管理事業を活用するという道筋になっている。山手の実績は、孀恋では実績がある。顕著に活用しているのは明和町。面的な農地耕作条件改善事業を行っているため集積・集約をして、農地中間管理事業の実績も上がっている。

【角田委員長】

平地のところは、事業を使っているが、山間地も希望があるところがあれば、事業を使って、担い手が耕作しやすい方向にもっていききたい。

【武藤理事長】

面的整備をすることによって、集積・集約化が図られていくのが、国や県が求めている道筋。この流れに沿って我々もやれることをやっていきたい。

【角田委員長】

農村整備事業と連携、あるいは、市町村ごとのばらつきがでてきていまいることがあるが、まずは市町村の担当者にメリットを理解してもらい連携をして進めていけたらと思う。

【小澤委員】

邑楽町は利用権の満了の時に、更新についての通知がくる。併せて農地中間管理機構を利用するように推奨しているが、農地開放のアレルギーで、土地はそれぞれの思いがあり、誰にでも貸したいわけではない。農地中間管理機構を利用する貸借をしませんか。という通知だけだと、土地を取られてしまうのではないか。誰が耕作するかわからない。というイメージしか持てない。農地中間管理機構を通すが、今まで借りていた耕作者と貸借することになる旨のアナウンスをすることをしてほしい。

将来的に集積をするときに、担い手が限られるが、皆さんで集積をしていくように持っていけたらと思う。

【武藤理事長】

従来、農地中間管理事業は、誰に貸すかは、農地中間管理機構にお任せください。
というスタンスでPRしてきたが、集積計画一括方式が昨年度から始まった。これは、あらかじめ貸付先が決まっている場合に利用集積計画一本で貸借できる。貸付先が決まっている方は、その通りに貸借するようになった。これも、PRしてい

きたい。

【小澤委員】

更新の時に、中間管理機構に貸すと、小澤さんに作ってもらえなくなる。と断られる。説明を農家がすると納得してもらえる。農家から説明をすることが必要。

【角田委員長】

その他「令和3年度農地中間管理事業活動方針」について事務局に説明を求めた。

委員長の求めにより事務局から説明を行った。

【石川常務理事兼事務局長】

説明要旨

○機構の事業推進体制と県・市町村等関係機関との役割分担

(1) 機構

市町村域を超えた農用地に係る情報の蓄積と提供を充実させ、出し手及び受け手の掘り起こしとマッチングを積極的に行う。

(2) 県・農業事務所

「人・農地」政策推進会議を主催して、事業の推進管理を行う。

(3) 市町村

市町村は、機構との業務委託契約を締結し、相談窓口の設置等を引き続き取り組んでいただく。

機構集積協力金等のメリットを周知していただく。

人・農地プランの実質化に向け、実現のための各種施策を実施し、それを契機とした重点地区・モデル地区において農地バンクの利用を推進していただく。

(4) 農業委員会（農業委員・農地利用最適化推進委員）

人・農地プランの実現化のための各種施策を実施していただく。

農用地に係る情報の把握により農地利用の最適化に向けたマッチングの実施等をしていただきたい。

フェーズⅡの積極的利用、利用権設定の更新時の機構活用に向けた移行への取り組みを周知していただきたい。

(5) 農業会議

農業委員会事務局や農業委員、農地利用最適化推進委員に対して、指導や各種研修会の開催などに取り組んでいただきたい。

(6) J A及びJ A群馬中央会

利用権設定更新時の機構活用に向けた移行の働きかけをお願いしたい。

法人化の支援や法人化した後の機構活用に向けた取り組みをお願いしたい。

(7) 土地改良区及び土地改良事業団体連合会

土地改良事業や農村整備事業との連携により農地バンクの利用に結び付けていただきたい。

市町村への技術的指導もお願いしたい。

○関係機関との連携体制

昨年度と体制は変わっていない。

農業公社の職員数に変更があり、昨年度までの農業事務所の駐在員を廃止した。令和2年度18名だった職員が今年度は16名。

○重点的に取り組む事項

(1) 農地中間管理事業の実施体制の充実・強化

- ・「人・農地プラン」の実質化を推進する話し合い等に積極的に参画する。
- ・県・市町村・農業委員会が実施する各種施策と協調し「人・農地プラン」の実現を支援するため連携強化していきたい。
- ・業務委託先の拡充により農地の集積・集約化を加速する。

(2) 農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化

- ・事業のメリットについて様々な機会を捉えて積極的に周知する。
- ・土地改良事業の計画段階から情報共有を進めていきたい。

(3) 事務手続きの見直し

- ・農用地利用集積計画一括方式の活用により転貸までの時間の短縮を図る。導入には、市町村等の理解が不可欠であるため、積極的な働きかけを行う。

○集積目標

令和3年度 転貸面積 530ha

- ・機構への移行が見込まれる面積が360ha
- ・農業公社担当者や市町村担当者の見込み。
- ・努力目標。

○重点区域・モデル地区

- ・重点区域及びモデル地区を設定し農地集積・集約化を図る。
- ・新規重点区域として、東吾妻町岩井・植栗地区、上ノ原地区が設定された。
- ・新規モデル地区として、片品村牛の平地区が設定された。
- ・東吾妻町の東吾妻町岩井・植栗地区は認定農業者を中心に規模拡大を図る。
- ・上ノ原地区は機構関連事業を予定している。
- ・片品村牛の平地区は土地改良事業の実施を予定している。

○その他

(1) デジタルトランスフォーメーションの推進

- ・事務処理の標準化とデジタル化
事務の標準化により、事務処理期間の短縮。
デジタル化を積極的に取り組み業務の効率化を図る。
- ・「IoT」の活用
デジタル化が進んでいなく、積極的に取り入れることにより、業務の効率化を図る。

(2) 広報業務の活性化

- ・戦略的なプロモーション
広域的な広報のみならず、ターゲットを絞り込んだ方法を選択し展開していく。youtube もそのひとつである。
- ・借受応募者への情報提供
貸付希望のあった農地をホームページ等で公表し情報提供する。

【角田委員長】

令和3年度の活動方針について、ご質問等があればお願いしたい。

【青木委員】

市町村を超えた農用地の情報の蓄積と提供とあるが、市町村の枠を超えた担い手のマッチングを積極的にできるよう図っていただきたい。

【角田委員長】

市町村、県内外問わず、情報を農業公社で共有し、担い手とマッチングをすることが必要。

【武藤理事長】

借受希望申出書の提出者に向け、四半期ごとに貸付希望の情報を送付している。担い手が不足している地域は、他の市町村や県から参入を受け入れる考えに変わってきている。

【角田委員長】

本日いただいたご意見は後日議事録にして委員の皆様のところへ送付しますが、本日の意見の中で、特に、機構に対して文書にて通知しておくべき事項はありますか。

【全委員】

通知の必要なし。

【角田委員長】

委員長から本日予定した議事を全て終了した旨が告げられた。

○閉会

・武藤理事長辞任のあいさつ

平成28年の5月に理事長に選任されまして、5年間ほど農地中間管理事業に携わってきたわけですが、個人的な考えですが、農地中間管理事業は農地の集積には有効な手段だと思っておりますが、農地の貸借の方法が、農地法3条や利用権など、色々ありすぎるのも一つの問題点だと考えていました。もう一つが、集積ができたとしてもその先の将来的な集約化をどう図っていくのかが課題として残っていると感じたところでございます。国が新たな見直しを検討しているようですので、期待したいと思っております。いずれにしましても、農業公社、農地中間管理機構、農地中間管理事業を引き続き推進していくということで頑張っていきたいと思っておりますので委員の皆様にも引き続きのご指導、ご協力のほどよろしくお願い申し上げますということで、退任のあいさつとさせていただきます。大変お世話になりました。

・横室理事あいさつ

農地中間管理事業、担い手の確保、育成の事業は本県の農業の将来を左右すると言っても過言でないと認識しております。武藤理事長をはじめ、みなさんが今まで積み上げてきていただいた方針、実績を踏まえまして、決意を新たにこれらの事業に取り組んで参りたいと思っております。委員の方には、一層のご指導をいただけます

ようをお願いを申し上げましてあいさつとさせていただきます。
吉田事務局次長が閉会を述べた。

以上のとおり、評価委員会の内容を記載し、その内容に相違ないことを証し、ここに理事長は記名押印した。

令和 3年 6月23日

公益財団法人 群馬県農業公社
理 事 長 武 藤 敏 行 ⑩